

訪問リハビリテーション重要事項説明書

国民健康保険能美市立病院

訪問リハビリテーション重要事項説明書

<令和7年4月1日現在>

1. 事業所について

(1) 目的および方針

事業所は要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションのサービスを提供する。

その際、リハビリテーション担当者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする

(2) 研修等

リハビリテーションサービスを提供する担当者の資質を確保するため採用時研修を行い、また、定期的な研修により質の向上を目指す。

2. 訪問リハビリテーション事業者（法人）の概要

名 称	能美市
代表者名	能美市長 井出 敏朗
所在地・連絡先	(住所) 石川県能美市来丸町1110番地 (電話) 0761-58-1111 (FAX) 0761-58-2290

3. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	国民健康保険能美市立病院
所在地・連絡先	(住所) 石川県能美市大浜町ノ85番地 (電話) 0761-55-0560 (FAX) 0761-55-0815
事業所番号	1712310265
管理者の氏名	院長 高枝 正芳

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数	職務の内容等
管理者	1名（常勤兼務）	事業所の管理等
医師	1名（常勤兼務）	診察、訪問リハビリテーション指示書の作成
リハビリテーション担当者	2名（常勤兼務）	訪問リハビリテーションの提供等 理学療法士、作業療法士
事務員等	1名（常勤兼務）	訪問リハビリテーションに必要な事務処理等

(3) 職員の勤務態勢

従業者の職種	勤務体制	休業日
管理者	正規の勤務時間帯 (8:30~17:15) 常勤で勤務	休業日
医師	正規の勤務時間帯 (8:30~17:15) 常勤で勤務	休業日
リハビリテーション 担当者	正規の勤務時間帯 (8:30~17:15) 常勤で勤務	休業日
事務員等	正規の勤務時間帯 (8:30~17:15) 常勤で勤務	休業日

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	能美市・白山市の一部 (旧美川町)
---------	-------------------

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(5) 営業 (診療) 日

営業日	営業時間
平日 (月~金曜日)	8:30~17:15

営業しない日	土・日曜日・祝日・12月29日~1月3日
--------	----------------------

4. 費用

介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則、料金表 (別紙1) の利用料金の1割、2割又は3割が利用者の負担額となります。お客様の利用者負担額については、契約書別紙サービス内容説明書に記載します。

介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は1ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

(1) 交通費

3の(4)の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は交通費が下記のとおりが必要となります。

事業所から1キロメートル (端数切り捨て) につき、100円 (税別)

(2) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様の負担となります。

(3) 利用のキャンセル

利用者の都合によりサービスを中止する場合であっても、キャンセル料は頂きません。ただし、利用をキャンセルする場合は、緊急やむを得ない場合を除き利用日の前日までにご連絡ください。

(4) 利用料等のお支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、月末までに能美市立病院会計窓口、又は下記口座に振り込み送金してお支払いください。

北國銀行根上支店
普通預金口座（口座番号024773）
口座名義：能美市立病院

※入金確認後、領収証を発行します。

5. サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 当事業所の苦情等相談窓口

患者サポートセンター	窓口責任者 北山 尚志 ご利用時間 8:30～17:15（平日のみ） ご利用方法 電話 0761-55-0560
------------	----------------------------------------------------------------

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

能美市健康福祉部福祉課	石川県能美市来丸町1110番地 能美市本庁舎 電話番号 0761-58-2230
石川県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	石川県金沢市幸町12番地1号石川県幸町庁舎 電話番号 076-231-1110
石川県福祉サービス運営適正化委員会	石川県金沢市本多町3丁目1番地10号 石川県社会福祉会館2階 電話番号 076-234-2556

6. 虐待の防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる必要な措置を講じません。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待防止のための定期的な研修会を開催します。
- (4) 虐待防止に関する担当者を設置します。
- (5) 職員又は養護者（家族・親族・同居人等）による虐待を発見、又はその可能性を疑う場合、速やかに市町に通報します。

7. 身体の拘束など

原則として利用者に対し、身体拘束を行いません。但し、利用者又は他者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行いません。身体拘束などを行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。

8. 業務継続計画

事業者は、非常災害や感染症の発生時において、介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に事業を再開するための業務継続計画を策定し、当該計画に従って必要な措置を講じます。

- (1) 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

- (2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9. ハラスメント防止対策

事業者は、職員の安全確保と安心して働き続ける労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け必要な措置を講じます。事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える行為は組織として許しません。次に掲げる行為は職員、取引先事業者、利用者及び身元引受人等が対象となります。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす行為
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的いやがらせ行為
- (1) 事業者は、ハラスメント事案が発生した場合、指針及びマニュアル等を基に速やかに対応し、再発防止策を検討します。
- (2) 事業者は、職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考えを周知するとともに、必要な研修を定期的実施します。
- (3) 事業者は、ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置を講じます。又、必要に応じ、契約書に基づくサービス利用の解除等の措置を講じます

10. 第三者評価実施状況

事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

11. 事故発生時・緊急時等における対応方法

サービス提供中に事故や病状の急変などがあった場合は、速やかにご利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

12. お客様へのお願い

契約時には、介護保険被保険者証を提示してください。

13. 個人情報の保護について

- (1) ご利用者様の療養生活を十分に確保するため、個人情報の保護に関する法の趣旨にそって、サービス担当者（主治医を含む）間でご利用者様の状態、状況等を情報交換します。
- (2) (1) 以外の場合、ご利用者の同意を得て情報を外部に提供します。

事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問リハビリテーションのサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者	住 所	石川県能美市大浜町ノ85番地
	事業所名	国民健康保険能美市立病院
	(事業所番号)	1712310265
	説明者職名	
	氏 名	

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問リハビリテーションのサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

代理人(選任した場合) 住所

氏名

〈別紙1〉

介護予防訪問リハビリ・訪問リハビリテーション料金表

令和6年6月1日 改定

基本サービス費

	単位
訪問リハビリテーション費 ※週に6回を限度、退院・退所から3月以内は12回まで可能	308 単位/回
介護予防訪問リハビリテーション費 ※週に6回を限度、退院・退所から3月以内は12回まで可能 ※12月を超えてリハビリを行う場合は、一回につき30単位/回減算	298 単位/回
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ※7年以上勤続の職員を配属している場合	6 単位/回
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） ※3年以上勤続の職員を配属している場合	3 単位/回

要介護利用の加算 ※加算料金については該当される場合のみの算定となります。

	単位
リハビリテーションマネジメント加算（イ）	180 単位/月
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	213 単位/月
事業所の医師が利用者またはその家族に説明し、利用者の同意を得た場合	270 単位/月
短期集中リハビリテーション実施加算 ※退院・退所・認定日から起算して、3月以内の期間に一週につきおおむね2日以上	200 単位/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 ※退院・退所・認定日から起算して、3月以内の期間に一週につき2日を限度	240 単位/日
退院時共同指導加算 ※理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行った場合	600 単位/回

要支援利用の加算 ※加算料金については該当される場合のみの算定となります。

短期集中リハビリテーション実施加算 ※退院・退所・認定日から起算して、3月以内の期間に一週につきおおむね2日以上	200 単位/日
退院時共同指導加算 ※理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行った場合	600 単位/回

※1単位は10円となります。